

令和7年11月11日

議長 若林 祥 様

長野市議会議員

寺沢さゆり	宮崎 治夫	小泉 栄正
西沢 利一	松田 光平	若林 祥
市川 和彦	北沢 哲也	手塚 秀樹
金沢 敦志	和田 一成	桜井 篤
青木 敏明	加藤 英夫	箱山 正一
西脇 かおる	本木 晋	

意見書

政治倫理審査会の審査結果の報告に対する意見書の提出について

令和7年10月23日付けで、政治倫理審査会から議長宛に提出されました報告の内容及び勧告につきましては、被審査議員一人ひとりが、重い決定であることを真摯に受け止めております。

そして、市民の皆様にご心配や不信感を抱かせてしまったことを、心よりお詫び申し上げます。また、政治倫理審査会の皆様には、長期にわたる審議を重ね、ご労苦いただきましたことに、被審査議員一同、大変申し訳ない思いでございます。

以下、「長野市議会議員の政治倫理に関する条例」第14条第1項の規定に基づき、被審査議員として、弁明の意見を申し述べさせていただきます。

交通費が実費弁償でなく、一律3千円支給であったことにつきましては、「長野市政務活動費の交付に関する条例」の第5条における区分、「研究研修費」の交通費(第5条別表)として計上していたものです。「長野市議会政務活動費運用指針」の「旅費」(自家用車は37円/km、他は実費弁償)は、具体的な調査内容を記載した行政報告書を提出することが要件となっていることから、議員が対象との認識でした。長年に渡って政務活動費として認められており、全て情報公開しております。したがって、交通費の一律支給が、公職選挙法の寄付行為に抵触するおそれがあるとの認識は、全くありませんでした。

金額については、交通手段も距離が全てではなく、身体の具合によってはタクシー・バス等の利用、家族や知人等の車による送迎などの労務提供等も含め、算定は困難であることから、一律支給をしていました。

議会事務局からは、交通費の一律支給について、市民へ説明できるようにとの助言を、口頭でいただいておりますが、回答を求められたものではなく、疑念や疑義があつての指摘という認識はありませんでした。

根拠については、平成 21 年 1 月 1 日に「長野市職員等の旅費支給条例」が、改正されるまで、議会の議員に対する費用弁償が 3 千円(距離 10km 未満)と、日額一律で支給されていたことから、それと同様にしたものと思われます。

しかしながら、支払い方法も時代とともに変化するなか、問題意識を持つことなく、前例踏襲を続けたことをしっかりと反省し、審査会の報告書に記載された明確な基準のない政務活動費の運用指針の見直しが必須であると考え、市民の皆様から理解を得られる内容となるように、今後、議会で話し合いを進めて参ります。

なお、政治倫理審査会から参考人として、出席要請のあつた 3 名の被審査議員が、令和 6 年 10 月 11 日に、当時の小泉一真副会長（元議員）から、パワーハラスメント行為（注記）を受けるといふ深刻な事態がありました。

以降、出席して被審査議員の立場で弁明したくとも、中立・公平な審査がされない懸念がありました。実際に傍聴しても、出席できるような審査環境が整っているとは到底思えない状況でした。出席して弁明することも叶わず、書面による弁明申立の手立てしかない中で、幾度も要望書や弁明書等を提出いたしました。

しかし、受理はされても、取り扱ってもらえないままで、審査が終結してしまったことに対しては、誠に遺憾であり、残念であることを申し添えます。

（注記） ハラスメント調査委員会ではパワーハラスメントの認定には至らなかったが、議長より、パワーハラスメントと疑われる極めて不適切な行為であるとの報告があつた。